

中津川市子ども・子育て支援事業計画について

1) 「子ども・子育て支援事業計画」とは

①子ども・子育て支援法 第 61 条

- 1 国の基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と当法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めたもの。
- 2 計画には、次に掲げる事項を定める。
 - ①「教育・保育提供区域」（市が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域）ごとの認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育施設等に係る必要利用定員総数、教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ②子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - ③子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 など

②計画の経過

平成 27 年度～令和元年度 第 1 期計画（中間見直し無）

令和 2 年度～令和 6 年度 第 2 期計画（中間見直し無）

令和 7 年度～令和 11 年度 第 3 期計画 ※令和 6 年度中に策定

2) 令和 6 年度の計画策定のスケジュールについて

○R6. 6. 27 計画策定の進め方、2 期計画の進捗状況の確認

・ R6. 7 月 [内部] 国の動向・計画を踏まえた事業内容・指標の整理

○R6. 8 月 計画案の骨格（半分）への意見

○R6. 10 月 計画案の骨格（半分）への意見 ※進捗状況により中止

・ R6. 11 月 [内部] ご意見を踏まえた事業内容・指標の整理

○R6. 12 月 計画全体への意見

・ R7. 1 月 [内部] ご意見を踏まえた修正

○R7. 2 月 最終案への意見 ※進捗状況により中止、又は書面にて

・ R7. 3 月 岐阜県へ新計画の協議

・ R7. 3 月 パブリックコメント（市民からの意見聴取）

・ R7. 4 月 次期計画スタート、関係者へ計画配布

次期「こども計画」の策定について

1. こども大綱(国の動き)

こども基本法第9条に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども大綱（取り組みを実行していくための方針を定めたもの）を令和5年12月22日に閣議決定。

国の「少子化社会対策推進大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱が「こども大綱」として一元化。

市こども計画は、こども大綱を勘案して策定していくこととなります。

【背景】

これまで別々に作成・推進されてきた3つのこどもに関する大綱を一つに束ねる（一元化）とともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととされた。

【目指すところ】

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

【6本の基本的な方針】

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ：ネック）の打破に取り組む。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

【重要事項】

- ・こども・若者のライフステージ別に方針や取り組み、支援などを記載

【家族・地域・社会の役割】

- ・家族や地域、社会全体が子どもたちの成長を支える役割を果たすこと、家族や地域社会の支援体制の整備が重視されている

2. 中津川市こども計画の策定について

現在の中津川市におけるこども計画は、子ども・子育て支援法と次世代育成支援対策推進法に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」があり、教育・保育・地域の子育て支援についての需要の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を示した5か年計画です。（令和6年度計画満了。）

次期計画では、国や岐阜県と足並みをそろえ、こども大綱や岐阜県が策定予定のこども計画の中

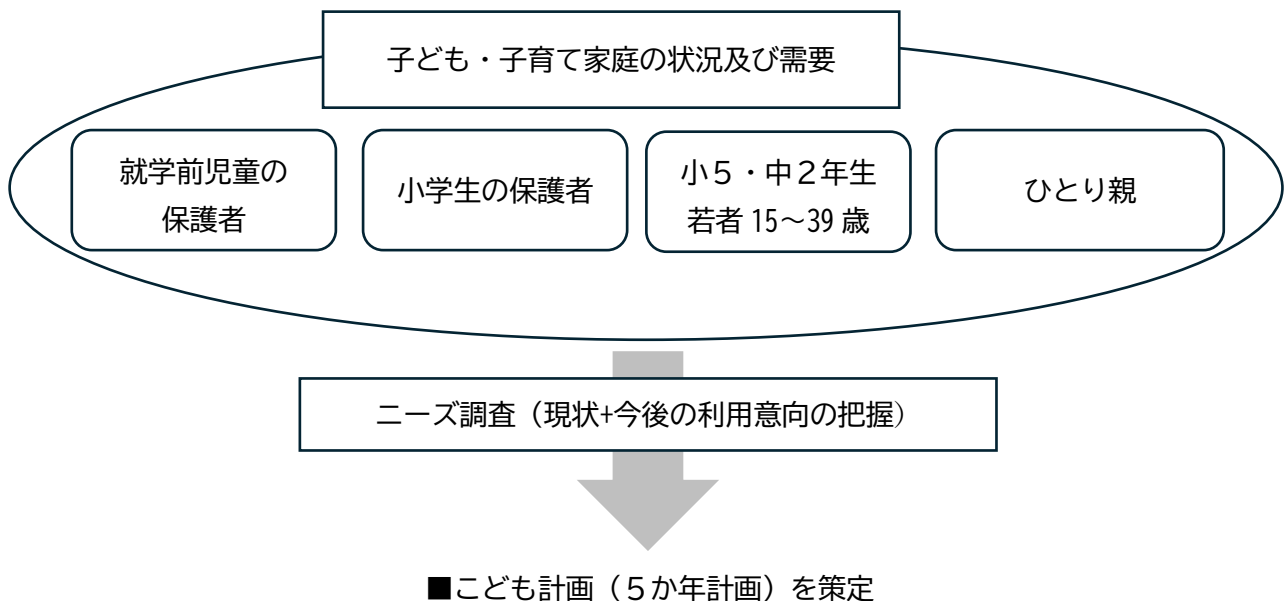
で本市の実情に沿った内容などを勘案し、策定します。

市町村子ども計画は、既存の各法令に基づく次のことに関する計画と一体のものとして策定することができるため、中津川市では、次の内容を盛り込む予定です。

- ①子ども・若者育成支援推進法第9条第二項に規定する市町村子ども・若者計画
- ②子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第二項に規定する市町村計画
- ③その他（現在の計画の内容）
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

また、策定にあたっては、当事者からのニーズ調査が重要なことから、こども・若者・子育て世代を対象としたアンケート調査を行い、分析を行っています。

なお、こども計画の策定にあたっては、「中津川市子ども・子育て会議」の委員の皆様からご意見をいただきながら、計画策定に取り組みます。



R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
第2期子ども・子育て支援事業計画					第1期こども計画					第2期こども計画				

<これまでの計画との違い>

○現計画（子ども・子育て支援事業計画）：

- ・教育・保育・地域の子育て支援についての需要の見込み、提供体制の確保とその実施時期等



○子ども・若者育成支援：

- ・全てのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会総掛かりで、こども・若者の育成・支援の取組を推進する。
- ・こども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足といった学校をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されている。

○子どもの貧困対策：

- ・一人親世帯、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学支援、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を推進する。